

## 愛知県立大学非常勤講師の公募による採用に関する事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、愛知県公立大学法人非常勤講師就業規則第4条の規定に基づき、愛知県立大学の学部、研究科、教養教育センター及び教職支援室(以下「部局」という。)が、公募による非常勤講師の採用を行う際の手続に関して必要な事項を定める。

### (公募の開始)

第2条 部局は、非常勤講師の採用に係る公募要項(担当科目及び時間数並びに勤務時期等の勤務条件を記載したもの)を作成し、公募期間(30日以上であること。)を定めた上で、愛知県公立大学法人のホームページの採用情報への掲載を学務課を通じて情報課に依頼する。

- 2 部局は、JREC-INへの掲載を学務課に依頼する。
- 3 応募書類の送付先は学務課とする。

### (公募の結果)

第3条 公募要項の掲載期間終了後、学務課は、部局へ公募の結果を通知するとともに、応募書類を引き渡す。

### (公募期間の延長)

第4条 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいない場合は、部局は、募集要項の掲載期間延長を判断する。

- 2 募集要項の掲載期間を延長する場合、部局は学務課を通じて情報課へ掲載延長の依頼をすると共に、学務課にJREC-INへの再登録の依頼をする。

### (選考及び選考結果)

第5条 部局は、応募書類を基に厳正な選考を行い、理由を示した書類を添付した上で、選考結果について教育支援センター長に所見を求める。なお、愛知県立大学非常勤講師の任期及び任期の更新に係る取扱要綱第3条第1項第1号に基づき、公募前の非常勤講師の任期を更新する場合には、その適切性を判断するために、公募に係る関係書類と同等の書類の提出を当該非常勤講師に求めることができる。

- 2 教育支援センター長は、提出された書類に基づき選考結果を精査し、部局に所見を伝える。
- 3 部局は、教育支援センター長の所見を考慮して、最終判断を行い、最終選考結果を教育支援センター長に報告するとともに、応募者に通知する。

### (その他)

第6条 非常勤講師として採用した場合に本学における通算の労働契約期間が4年を超える者又は応募時に既に4年を超えている者は、非常勤講師の採用に応募することができない。

### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。